

平成 26 年 9 月 19 日

日本酒造組合中央会 会長 篠原 成行
日本蒸留酒酒造組合 代表理事理事長 大宮 久
ビール酒造組合 会長代表理事 尾賀 真城
日本洋酒酒造組合 理事長 相場 康則
全国卸売酒販組合中央会 会長 國分 勘兵衛
全国小売酒販組合中央会 会長 松田 武
日本洋酒輸入協会 理事長 米井 元一
日本ワイナリー協会 理事長 横山 清

} 様

国税庁課税部酒税課長
稲本 護昭

ロット番号が削除等された輸入酒類について（依頼）

製品の製造の時期及び場所を特定するための番号（以下「ロット番号」という。）は、食品の安全性の観点から、問題がある食品（以下「問題食品」という。）の早期の特定、排除に役立つほか、問題食品の回収の範囲を限定することができるなど有用な情報であること等から、諸外国においては多くの国がその表示を義務付けています。

また、国内においては、「食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）」において、飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止等の観点から、ロット確認が可能な情報（年月日表示又はロット番号）は、可能な限り記録の作成保存に努めるべき事項とされており、法令等による表示の義務付けはないものの、ロット番号の有用性を踏まえて、多くの製造者が採用している状況にあります。

このような状況の下、ロット番号が削除等された輸入酒類が国内で流通している事例が散見されており、こうした事態は消費者の酒類に対する信頼性に疑念を与える可能性があります、望ましくないものと考えています。

つきましては、貴 { 会、組合 } の傘下 { 組合員 } に対して、上記の内容を周知していただくとともに、貴 { 会、組合 } におかれましても、傘下 { 組合員 } のロット番号表示に関する意識の醸成に努めていただきますようお願いいたします。